

# 原発なくそう！九州玄海訴訟参加申込書



(申込日) 20 年 月 日

## 【申込方法】

この参加申込書に記入して、訴訟委任状と一緒に郵送してください。

お申し込み後、原告参加費用（5000円）を下記口座までお振り込みください。

参加申込書と訴訟委任状が事務局に到着し、原告参加費用振込みが確認できた時点で、原告として登録されます。

お名前	(ふりがな )		
ご住所	〒		
電話		F A X	
メールアドレス			
*差し支えない場合にはご記入ください。 年齢 / 職業 / 紹介者 / 無・有 ( )			
*ご希望の方には、裁判やイベントの情報をメール等でご連絡します。 下記項目にチェックをお願いいたします。 <input type="checkbox"/> 連絡を希望する <input type="checkbox"/> 連絡を希望しない			

※本申込書により得た個人情報は、業務上の連絡など会の活動以外には使用しません。

※原告参加費用は裁判所に提出する訴状に添付する印紙代等に充てますので、訴訟提起後に原告団をやめられても参加費用はお返しできません。

【送付先】 〒815-0033 福岡市南区大橋1丁目8番19号プロベニオ大橋6階

大橋法律事務所 弁護士 後藤富和

TEL 092-512-1636 / FAX 092-512-1637

ホームページ <http://www.ohashilo.jp>

## 【原告参加費用 振込口座】

■ゆうちょ銀行口座間の振替の場合

ゆうちょ銀行 口座記号・番号 01730-7-141605

加入者名 原発なくそう！九州玄海訴訟を進める会

■ゆうちょ銀行以外からの振込の場合

ゆうちょ銀行 店名 一七九店（イチナナキュウ店）

当座 口座番号 0141605

名義 原発なくそう！九州玄海訴訟を進める会

# 訴訟委任状の書き方

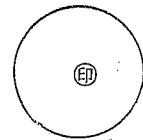
## 訴訟委任状

年 月 日

日付は書かなくても  
けいこうです。

住民票のとおり  
書いてください。  
住所 ○○県 ○○市……  
旧漢字などはそのまゝ  
略さず書いてください。  
委任者 ○○○○

押印してください。  
誤字などの訂正に  
使う捨印2箇所。



認め印でけいこうです。  
きれいに押してください。

私は、次の各弁護士らを代理人と定め、下記事件に関する各事項を委任します。

弁護士	池永 満	福岡県飯塚市新立岩6-35
同	東島 浩幸	佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
同	原 章夫	長崎市万才町8-22 長崎朝日ビル6階
同	清源善二郎	大分県中津市中殿町3-23-2 ビルナカドノ1階
同	三藤 省三	熊本市花畑町1-7 MY熊本ビル8階
同	森 雅美	鹿児島市山下町12-5 藤崎ビル2階
同	松田 公利	宮崎市別府町6-1 ひまわりビル2階

及び後記目録記載の各弁護士

### 第1 事件

- 1 相手方 国 ・ 九州電力株式会社
- 2 裁判所 佐賀地方裁判所
- 3 事件 玄海原発差止等請求事件

### 第2 委任事項

- 1 上記事件の訴訟行為、訴えの取下げ、和解、請求の放棄、請求の認諾、調停、控訴・上告・上告受理の申立て・抗告及びそれらの取下げ、反訴の提起、弁済金物の受領、保管金納入及び受領、復代理人選任
- 2 担保保証の供託、同取消し決定の申立て、同取消しに対する同意、同取消し決定に対する抗告権の放棄、権利行使催告の申立て
- 3 供託書還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領
- 4 債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権行使ほか債権者としての権利行使
- 5 民事訴訟法第360条（同法第367条2項、第378条2項による準用の場合を含む）による異議の取下げ及びその同意、民事訴訟法第48条（同法第50条3項、第51条による準用の場合を含む）による脱退

